

様式第 10 号
(第 1 葉)

課徴金徴収職員証明書	
写真	第 号
	年 月 日発行
公正取引委員会事務総局	
内閣府事務官 氏 名	
年 月 日生	
上記の者は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第 4 2 条において準用する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 6 9 条第 4 項の規定により課徴金の納付命令に係る徴収金を国税滞納処分の例により徴収する職員であることを証する。	
公正取引委員会	印

7 cm

11 cm

(第2葉)

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）（抄）

第四十二条 独占禁止法第四十三条、第四十三条の二、第四十九条から第六十二条まで、第六十五条第一項及び第二項、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十条の三第三項及び第四項、第七十条の六から第七十条の九まで、第七十五条から第七十七条まで並びに第八十四条の二から第八十八条までの規定は、この法律に基づく公正取引委員会の職務及び訴訟に関する手続について準用する。
この場合において、次の表の上欄に掲げる独占禁止法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

第六十九条 公正取引委員会は、課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

2・3 （略）

4 公正取引委員会は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処分の例により、その督促に係る課徴金及び第二項に規定する延滞金を徴収することができる。

5 （略）

11
cm

7 cm